

## 第9回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日（月）午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史		
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章
	11番	小野寺一晃		

4. 欠席委員（1人） 12番 垣野 芳博

5. 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について              |
| 報告第2号 | 農業者年金に関する申請について                          |
| 報告第3号 | 農地法第18条6項の規定による合意解約の通知について               |
| 議案第1号 | 旧農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について |
| 議案第2号 | 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について               |
| 議案第3号 | 「令和6年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について               |
| その他   |  |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第9回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の欠席者ですが、議席番号12番の垣野芳博委員が北海土地改良区の総代会出席のため、欠席となっております。

また、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第6条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長  
議長

<開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号2番の渡部延三委員と、4番の竹田安宏委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、報告に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第1号をご説明いたします。案件は、3件ございます。まず議案の1ページをお開きください。

こちらの「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理」は、農地の相続による権利移動になります。相続による権利移動については、農業委員会の許可は不要ですが、農業委員会が農地の権利状況を把握できるようにするために設けられたのがこちらの制度であり、相続の権利を知った日から、概ね10か月以内に農業委員会に届出することとされています。

では、1番の内容をご説明いたします。届出者は、[REDACTED]

[REDACTED]。土地の所在は、東豊沼92番、公簿・現況とも田で、面積は313m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計6筆、面積11,676m<sup>2</sup>で、令和5年11月10日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、娘さんである[REDACTED]が相続したもので。昨年10月に利用状況調査において皆さんにも農地をご覧いただきましたが、対象農地は自己保全をされているのみで、現在も受け手を探している状況です。水利権はありません。2月16日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。17ページに、第1号図を添付していますのでご参照いただければと思います。

続きまして、2ページをお開きください。2番、届出者は[REDACTED]

[REDACTED]。土地の所在は、空知太東2条3丁目365番2、公簿・現況とも田、面積は3,035m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計8筆、面積8,643m<sup>2</sup>で、令和4年10月31日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、息子さんである[REDACTED]が相続したもので、対象農地で、作物は耕作されていません。2月28日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。18ページに、第2号図を添付していますのでご参照いただければと思います。

続きまして、3ページをお開きください。3番、[REDACTED]

[REDACTED]。土地の所在は、吉野1条南1丁目14番1、公簿が畠・現況が田、面積は11,301m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計15筆、面積17,646m<sup>2</sup>で、令和5年9月27日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、息子さんである[REDACTED]が相続したもので。こちらの農地も昨年、利用状況調査でご覧いただきまし

たが、何も耕作をされておりません。こちらも、農地を借りてくれる受け手の方を探してほしいと息子さんから伺っておりますが、売買についてはまだ考えていらないとのことです。3月4日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。19ページに、第3号図を添付していますのでご参考いただければと思います。

以上です。

議長 全員  
議長 全員  
議長 全員  
議長

只今、報告第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。  
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第2号をご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。案件は、4件ございます。

1件目、農業者老齢年金裁判請求が、  
[REDACTED] より2月16日に提出されました。

続いて2件目は、農業者年金金融機関変更届であり、届出者は、  
[REDACTED]、2月22日に提出されました。農業者年金で使用する口座を別の口座に変更するための手続きになります。

続いて3件目は、農業者年金被保険者資格喪失届であり、届出者は  
[REDACTED]、資格喪失事由が生じたのは、令和5年12月1日、厚生年金への加入に伴い、資格喪失となったものです。2月26日に届出がございました。

続いて4件目は、農業者年金死亡関係届であり、2月7日に  
[REDACTED] が亡くなられことに伴い、奥様である、  
[REDACTED] より届出がありました。

以上、4件すべて、既に専決処分としましたことをご報告いたします。  
以上です。

議長 全員  
議長 全員  
議長 全員  
議長

只今、報告第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。  
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第3号をご説明いたします。議案の5ページをご覧ください。案件は、2件ございます。

まず合意解約についてですが、農地の賃貸借や使用貸借の契約期間中に、何らかの事情で途中解約をする場合は、農業委員会に、私たちは契約を解約しますと通知することが農地法で決まっています。こちらについては、「貸し手と借り手の合意」によって決まるものであり、農業委員会が解約を許可するというものではないため、総会では、報告のみとしています。

では報告内容に入ります。貸主は、  
[REDACTED]

[REDACTED]、借主は、  
[REDACTED]、土地の表示は、焼山43番2の内、公募が田・現況が畑、面積2,442m<sup>2</sup>の1筆です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画による、賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和4年1月25日から令和8年12月

31日、合意成立日は、令和6年3月13日、土地の引き渡しの時期は本日であり、提出された合意解約書の通知書には、合意解約書も添付していましたので、農地法第18条に基づく賃貸借の合意が成立されています。

こちらの解約に至った経過についてですが、契約金額の変更のためです。案件の1番も、この後の2番も契約金額を変更するために合意解約し、再度利用集積計画が出されており、この後、議案第1号において審議いただきます。この、契約金額の変更の仕方について、この方法も間違いではないですが、実際には契約を解約しませんので、別の届出書で対応できますので、担当地区の方で同じような方がいらっしゃいましたら、事務局にお申し付けください。もちろん金額変更には両者の合意が必要になります。

また、金額変更の経過については、議案第1号でご説明したいと思います。

続きまして2番目、6ページをご覧ください。貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、借主は、[REDACTED]、土地の表示は、東4条北11丁目36、公募・現況とも畠、面積2,783m<sup>2</sup>、以下記載のとおり計2筆、面積が3,060m<sup>2</sup>です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画による、賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和3年2月25日から令和7年12月31日、合意成立日は、令和6年3月13日、土地の引き渡しの時期は、本日であり、提出された合意解約書の通知書には、合意解約書も添付していましたので、農地法第18条に基づく賃貸借の合意が成立されています。

以上です。

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続いて、議案第1号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

では、議案第1号をご説明いたします。案件は6件、すべて賃貸借です。

はじめに、議案の7ページの1番をご覧ください。再度の契約です。計画番号は令和5年度賃第21号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、菊地匡さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在等は、北光309-1の内、地目は公簿・現況とも田、面積3,900m<sup>2</sup>、以下記載のとおり計2筆、面積6,300m<sup>2</sup>になります。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額67,540円、これは水張面積に単価11,000円を乗じたものであり、支払期限等は指定口座に11月末までに振り込むこと、期間は本日から令和15年12月31日までの9年10か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第4号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙1に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

続いて2番、議案の8ページをご覧ください。新規の契約です。計画番号は令和5年度賃第22号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合組合長、東英男さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在等は、豊沼町31、地目は公簿・現況とも田、面積1,983m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計5筆、21,005m<sup>2</sup>です。対価は組合長調整のもと双方の話し合いにより、年額225,840円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

事務局

ものであり、支払期限等は指定口座に 11 月末までに振り込むこと、期間は本日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年 10 か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第 5 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 2 に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

この件については、今回は賃貸借の契約ですが、令和 9 年度に事業開始予定の西豊沼地区基盤整備事業がはじまる前までには、売買を行うことが既に双方で話されていることを補足させていただきます。

続いて 3 番、議案の 9 ページをご覧ください。こちらは、1 月 25 日開催の定例総会において一度決定した、[REDACTED] と [REDACTED] の案件に係るものです。経過を再度説明させていただきますが、貸主である [REDACTED] が、1 月 25 日の定例総会の前日に亡くなられたため、無効となりました。そのため、相続権のある [REDACTED] の息子さん 2 人から、同意を頂いたうえで、今回、再度ご審議頂くものになります。相続人の同意によって賃貸借を結ぶ場合は、相続権の 1/2 を超えれば結ぶことができます。[REDACTED] の場合、配偶者はおらず、息子さんが 2 人ですので、この 2 人から同意を得られれば、1/2 を超えるので契約ができるということになります。

それでは、契約内容を確認したいと思います。計画番号は令和 5 年度賃第 23 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、片桐幸示さん、出し手・貸主は、[REDACTED] と [REDACTED]

[REDACTED] の 2 名、受け手・借主は、[REDACTED] 、農地の所在等は東豊沼 30、地目は公募・現況とも田、面積 3,570 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり 4 筆、9,071 m<sup>2</sup>、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額 90,000 円、これは地積に単価 9,922 円を乗じた額、支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和 6 年 3 月 25 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年 10 か月、法律関係は賃貸借、図面は第 6 号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙 3 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続いて 4 番、議案の 10 ページをご覧ください。こちらは、先ほどの合意解約に係る案件です。まず、計画内容を確認したいと思います。

計画番号は令和 5 年度賃第 24 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、竹田安宏さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED] 、受け手・借主は [REDACTED] 、農地の所在は、焼山 43 番 2 の内、地目は公簿が田、現況が畑、面積 2,442 m<sup>2</sup> の 1 筆です。対価は双方の話し合いにより、年額 7,326 円、これは地積に単価 3,000 円を乗じたものであり、支払期限等は 11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 10 年 12 月 31 日までの 4 年 10 か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第 7 号図に示しております。

こちらの案件は、契約金額を下げるために解約し、再度契約するものになります。金額について、令和 4 年 1 月 25 日に結んだ際は、畑ではなく、田として単価 6,000 円で結んでいましたが、今回は畑として単価 3,000 円で結んでいます。なぜ畑としたかについては、当時はまだ転作の対象水田として認められていきましたが、昨年から条件を満たさなくなつたため畑としております。また、この 3,000 円という金額は砂川市農業委員会が、設定している「農地の参考賃借料」に基づき設定したものになります。

尚、この案件の要件確認は、別紙 4 に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

続いて5番、議案の11ページをご覧ください。こちらも、先ほど合意解約があつた案件です。まず、計画内容を確認したいと思います。

計画番号は令和5年度賃第25号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、竹田安宏さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在は、東4条北11丁目36、地目は公簿、現況とも畠、面積2,783m<sup>2</sup>、以下記載のとおり計2筆、3,060m<sup>2</sup>です。対価は双方の話し合いにより、年額9,180円、これは地積に単価3,000円を乗じたものであり、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和10年12月31日までの4年10か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第7号図に示しております。

この件も、契約金額を下げるために解約し、再度契約するものになります。当初、令和3年2月25日に、畠の単価4,000円で結んでいましたが、今回あらためて双方で話し合い、参考賃借料に合わせて、単価3,000円に下げたものになります。ただ、令和3年のときも、参考賃借料の設定金額は3,000円でしたので、今回から参考賃借料に合わせたということを補足させていただきます。

また、この案件の要件確認は、別紙5に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

続いて6番、議案の12ページをご覧ください。再度の契約の案件になります。計画番号は令和5年度賃第26号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、片桐幸示さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在は、東豊沼1の内、地目は公簿・現況とも田、面積11,586m<sup>2</sup>、以下記載のとおり計3筆、面積30,130.93m<sup>2</sup>になります。対価は農地流動化推進員調整のもと、双方の話し合いにより、年額172,700円、これは水張面積に単価7,786円を乗じたものであり、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和8年12月31日までの2年10か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第8号図に示しております。

この案件に関する法令に定める要件の確認については、別紙6に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

以上、議案第1号の説明になります。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、事務局より説明願います。

では議案第2号、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について説明したいと思いますが、新しい委員の方もおりますので、目標を説明させていただく前に、「指針」について説明をしたいと思います。別紙7-2の、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というものがありますので、ご覧いただきたいと思います。

こちら詳しく話すと長くなりますので、ざっくり説明したいと思います。この指針には、砂川市農業委員会が10年後に、どのような目標を持って、どの

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

事務局

ような方法で、農地の最適化、つまり、農地の集積・遊休農地の解消・新規参入の促進を進めていくかという方針が書かれています。目標年は、10年後に設定していますが、その時々の情勢に合わせ対応していくため、3年に1度、この指針を見直して、その都度総会で確認しております。前回、見直したのが、去年の3月の定例総会になります。この指針の作成は、農業委員会等に関する法律で定められており、砂川市以外の市町村も作っています。

このページの指針の基本的な考え方は、後程ご覧いただきまして、次のページ、第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法ですが、ここで最適化の3本柱である、遊休農地の解消・農地の集積・新規参入促進が出てきます。

まず、遊休農地の解消について、砂川市には、遊休農地はありませんので、引き続き0を目指しましょうというものです。具体的にどう0を維持するかについては、昨年10月に皆さんでバスに乗って行った、利用状況調査や非農地判断など、既に行っているものなので、引き続き取り組んでいくものになります。

次のページ、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、集積というのは、主に認定農業者などの担い手の方々が農地を持つことを意味します。昨年2月時点において集積率は73.7%でしたが、10年後には、95%を目指す目標になっております。はじめてみる方は、95%の高さに驚く方もいるかもしれません、この目標値を設定するうえでは、砂川市農業経営基盤強化促進の基本構想などの絡みもあるため、それに従い、設定をしています。

2ページ飛んで、3の新規参入の促進についてですが、この表からは読み取りづらいですが、新規参入者の個人については、毎年1人就農、法人は、3年に1法人就農に参画させることを目標としている扱いでございます。

具体的な方法には、先日渡部延三委員にも札幌で参加いただいた、北海道新規就農フェアでの勧誘などがあります。ということで、この3点が砂川市の農地最適化の最終的な目標になります。

では、本題に入りますが、この指針に沿って、別紙7のとおり、年度ごとに目標を検討委員会で確認し、総会で決定して、決定後は農業会議に提出し、さらに4月末までにHPで公表しなければなりません。

では、別紙7をご覧ください。こちらが目標になります。1枚目は現在の農業委員会の体制や農家や農地の概要になりますので、特に目標値はございません。実態を記載しています。農家数については、農林業センサス2020を使っていますので、少し古い数字です。センサスの次回の更新は2025年になります。

2枚目、農地の集積の部分ですが、現時点において、集積面積は、1,104.5haで全農地1,500haに占める割合は73.6%。昨年度より0.1%減となっております。この集積率を9年後には95%。1,425haに持っていくなければなりません。となると、1年間で、35.7haずつ担い手へ寄せ集めて数字を上げていく必要があることから、このような数字としています。あくまでも目標です。

(2)の遊休農地の解消については、遊休農地はありませんので、引き続き0を目標としていきます。

(3)は新規参入の促進となります。令和3年度の1名は猪本光祐さん、令和4年度はいません。令和5年度は、東豊沼の高橋里佳さんです。池田愛莉さんは、既に農地を取得していますが、認定農業者として認定されるのが4月1日からとなるため、令和6年度新規参入者となります。

②の目標は、年度ごとの賃貸借・使用貸借・売買によって動いた農地の面積が記載されており、3か年の平均は107.3haになります。

2. 最適化活動の活動目標は、今年度と同じく月8日以上としています。これは、皆さんに、活動を月8日以上でとお願いしている8日です。こちらは当初、国としては15日以上にするべきだとしておりましたが設定、各所から猛反発があり概ね10日以上となった経過がございます。概ねは、±2ですので8日と設定させていただいたわけでございます。そのため、次年度も8日に設定したいと思います。

次に活動強化月間の設定目標としては、12月～3月が農地の集積ということで、この間、皆様に行っていただいた調整活動になります。②の遊休農地解消は、利用状況調査や農業者へアンケートを行うことで遊休農地発生防止に繋げていきます。③の新規参入の促進は、新規就農フェアもそうですが、砂川市の地域おこし協力体などを就農に繋げるために、皆様の力もお借りしているので、このように記載しております。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、北海道新規就農者フェアに1名以上、ご参加いただくことを目標としたいと思います。

以上が令和6年度の最適化活動の目標設定になります。

一気に説明したので分かりづらいかと思いますが、簡単に申し上げると、担い手に農地を寄せ集めて、新規就農者もどんどん増やして、遊休農地が出ないように取り組んでいきましょうということです。

以上、議案第2号の報告になります。

只今、議案第2号の「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「令和6年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について事務局より提案願います。

では、議案第3号を説明させていただきます。別紙の8をご覧ください。

農業委員会の事業計画については、先日検討委員会を開催し、検討委員に確認頂いたうえで、お示しさせていただいています。

計画内容に入りたいと思いますが、大きな変更点はありません。内容を確認したいと思います。

1. 定例総会日については、25日開催を基本として、25日が休日の場合は、前倒ししております。
2. 農業委員会だよりの発行について、例年と異なる点としては、4月が相続登記の義務化、8月が新規就農者の活動報告、1月が地域計画の記事を記載する予定です。
3. 作況調査については例年通り行います。実施方法については、また時期が近くなりましたら協議したいと思います。
4. 農地利用状況調査は、農地法30条に基づき10月に実施します。
5. 研修会・視察等についても、例年どおり研修会等に参加し、必要があれば勉強会も実施したいと思います。特に、まだはっきりはしていませんが、来年4月からはじまる地域計画に係る農用地利用促進計画制度については、制度が大きく変わるため、勉強会が必要であると考えております。
6. 交流行事については、11月22日に交流を目的として、ボウリング大会を開催したいと思います。

議長

全員

議長

全員

議長

事務局

7. 農業者年金の加入促進活動は、引き続き行っていくものになります。

8. 検討委員会の内容は、昨年度と同様検討していきたいと思います。

以上が、次年度の計画になります。検討委員会でもお伝えしたのですが、この計画を作成するにあたり、過去の資料を調べましたが、10年以上前と比べてあまり変わっていません。大体、10年も経てば活動が縮小していきますが、そこを維持し続けることが、他の町にはない砂川市農業委員会の強みであると感じたところでございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今「令和6年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。  
全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することいたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員 なし。

議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。  
では、事務局より説明願います。

## 事務局 1. 議会関連報告（事務局長）

### 2. 令和5年度中空知農業委員会協議会会长・事務局長会議（事務局長）

- ・日 時 2月 28日（水） 15:30～
- ・場 所 赤平市交流センターみらい（赤平市）
- ・出席者 関尾会長、野田事務局長

### 3. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日 時 3月 2（土） 10:00～
- ・場 所 ホテルポールスター札幌
- ・出席者 渡部委員、農協職員、農政課職員、事務局職員

### 4. 一般社団法人北海道農業会議第96回総会（事務局）

- ・日 時 3月 18日（月）
- ・場 所 第二水産ビル（札幌市）
- ・対 応 書面による議決権行使

### 5. 令和6年度空知農業委員会連合会通常総会（事務局）

- ・日 時 4月 4日（木）
- ・場 所 ラ・カンパニユホテル深川（深川市）
- ・出席者 関尾会長・佐々木係長

### 6. 農地流動化アンケートの集計（事務局）

- ・配 布 268部（昨年度 273部）
- ・回 答 215部（昨年度 205部）
- ・回答率 80.2%（昨年度 75.1%）

- ・規模拡大希望 26件（昨年度 27件）
- ・規模縮小・離農希望 68件（昨年度 44件）

7. 農業委員会だより（令和6年春号）の配布（事務局）
- ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
  - ・発行時期 4月上旬
  - ・配布期限 5月上旬

8. ナチュラル・ビズスタイル（通年ノーネクタイ）の実施（事務局）
- ・実施期間 4月1日（金）～5月31日（金） 試行期間  
6月1日（土）～9月30日（月）強化月間  
10月1日（火）～本格実施
  - ・砂川市の扱いに準拠することを原則として、必要に応じて会長が定めます。
  - ・上着やネクタイの着用を一律に禁じるものではありません。
9. 活動記録簿の提出（事務局）
- ・農業委員として行った活動を記入し、3月分を事務局に提出してください。
  - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

10. 「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出  
(事務局)

農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、各委員は4月末までに別紙9の「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を提出することとされています。別紙9は、各農業委員が今年度の活動を振り返り、自ら点検・評価を行うものです。

事務局で3月分までの数値を記載し、4月上旬に各委員に配布しますので、各委員は①（2）②「自己の点検・評価」欄（網掛・ふと枠内）を記載し、4月の定例総会時に提出してください。その後、5月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。

11. 協議会報告（協議会会長）

議長  
全員  
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は令和6年4月25日、木曜日の午後1時半からです。よろしくお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

＜議長挨拶＞

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。



会 長

署名委員

署名委員